

「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」の概要

1. ガイドラインの趣旨

- 公益通報者保護法（平成16年6月公布、平成18年4月施行）を踏まえ、**地方公共団体において、内部職員等からの通報及び外部の労働者等からの通報を適切に取り扱うため、各地方公共団体が取り組むことが求められる基本的事項を定めた指針。**
- 地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく「**技術的な助言**」として位置付けられるもの。

2. 改正の経緯

- 「公益通報者保護法の一部を改正する法律」（令和2年法律第51号）は、従事者を定めること（法第11条第1項）及び内部公益通報対応体制整備等（法第11条第2項）を義務付け（常時使用する労働者の数が300名以下の事業者は努力義務）、その具体的な義務内容は「指針」（令和3年内閣府告示第118号）で規定。また、昨年10月には「指針の解説」を公表。
- 改正法及び指針を踏まえ、**消費者庁においてガイドライン（内部・外部）の改正案を策定し、所要の調整を経た上で、令和4年3月に公表。**なお、ガイドラインの効力発生日は改正法の施行日（令和4年6月1日）。

3. 主な改正の内容

- 内部通報用ガイドラインでは、従事者の指定や組織の長その他幹部からの独立性確保等、指針において新たに義務付けられた事項を付記する等、**指針との整合性を確保するために必要な範囲で修正**
- 外部通報用ガイドラインでは、法改正による**改正点**（保護される通報者の範囲と保護要件の拡張）を反映

① 内部通報用ガイドライン

- 公益通報対応業務従事者（刑事罰付きの守秘義務を負う）の指定**
 - 組織の長その他幹部が関係する事案について、これらの者からの独立性を確保する措置の実施**
 - 範囲外共有を防止する措置・通報者を特定しようとする行為を防止する措置の実施**
- 等

② 外部通報用ガイドライン

- 通報者の範囲の拡張**（役員及び退職後1年以内の退職者を追加）
 - 保護要件の拡張**（真実相当性の要件を満たす通報の他に、法定事項を記載した書面での通報も保護）
- 等

（※）各地方公共団体においては、本改正内容を踏まえた内部規程の改正、職員への教育周知、従事者が守秘義務違反を犯した場合の処分等、適切な措置をとることが求められる。

4. 今後の予定

- 令和4年6月1日の改正法の施行に向けて、各地方公共団体において本ガイドラインを踏まえた内部規程の策定・改正等**を行った上で、制度の整備を順次進めていただくよう働き掛けていく予定。